知っておきたい年金のこと

納付しましょう! 料の納付



年金額の増額に繋げることが可能とな 年金額が減額されることになります。 納をしなかった場合、 認を受けた期間については、 額免除・3/4免除)・猶予 (若年者納 !や後納・追納を行うことによって、 |猶予制度・学生納付特例制度| の承 免除 民年金保険料を納めていない期間 (全額免除・1/4免除・半 納めていない保険料の納 老齢基礎年金の 納付や追

追納の対象となる保険料

ŋ

いては、 とが可能です。 認を受けた保険料のうち、納めるべき 付猶予制度・学生納付特例制度)の承 免除・3/4免除)や猶予(若年者納 部の保険料を納付している期間につ 免除(全額免除・1/4免除・半額 申し込みによって追納するこ

い保険料から順次納めることになりま ごの免除および猶予期間に限られ、 追納の対象となるのは、 過去10

または保健福祉課

詳しくは、

旭川年金事務所

 $\widehat{0}$

1 6

、籍担当までお問い合わせください。

後納の対象となる保険料 納付期限から2年が経過した国民年

> 平成2年10月1日から平成27年9月30 っています(後納制度の創設)。 事後納付 日までの間に限り、 り納めることができなくなりますが、 金 後納制度の対象となるのは、 0 未納保険料については、 (後納) することが可能とな 申し込みによって 時効によ 過去 10

納めていない保険料 未納保険料

料から順次納めることになります。 年以内の未納期間に限られ、

古い保険

べき一部の保険料を納付しなかった場 除・3/4免除) けている保険料 りません。また、 ため、納付期限までに納めなければな 合は未納保険料となります。 これらの未納保険料は、 国民年金保険料の納付は義務であ (1/4免除・半額免 についても、 一部免除の承認を受 納付期 納める 限か

場合もあります。 合と比べて年金額が低くなるととも きなかった場合、 きなくなります。 ら2年を経過すると時効により納付で 年金の受給権を確保できなくなる 保険料を納付した場 未納保険料を納付で

現況届けを忘れずに!

◆児童扶養手当◆

次の要件に該当する児童を養育している父母、ま たは父母に代わってその児童を養育している方が 受給できます。(※児童とは、18歳未満または、20歳 未満で一定以上の障がいのある方)

【児童の要件】

- ○父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ○父または母が死亡または生死が明らかでない児童
- ○父または母が重度の障がいにある児童
- ○父または母から1年以上遺棄されている児童
- ○父または母が1年以上拘禁されている児童
- ○母が婚姻によらないで生まれた児童
- ○父または母が裁判所からの D V 保護命令を受け た児童

【支給制限】

- ○児童が施設に入所しているとき
- ○受給者または児童が公的年金を受けているとき
- ○前年分の所得が一定額以上ある場合

◆特別児童扶養手当◆

一定以上の障がいのある児童(20歳未満)を扶養 する父母、または父母に代わってその児童を養育し ている方が受給できます。

【支給制限】

- ○前年分の所得が一定額以上ある場合
- ○児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受け ることができるとき
- ○児童が施設に入所しているとき

■お問い合せ

保健福祉課 戸籍担当 56-2123 電話

8月中に現況届けを出さないと8月分からの手当 を受けることができなくなることがありますの で、ご注意ください。

2

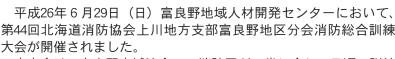
1



火災·救急·救助 119

第310号 2014 • 8

消防総合訓練大会〜日頃の訓練の成果を披露〜



本大会は、富良野広域連合の5消防団が一堂に会し、日頃の訓練 で培った部隊行動及び消防操法を披露するもので、今年は5消防署 所・5消防団から240名余りが参加して実施されました。

大会は、各消防団が小隊訓練と消防操法応用訓練を実施したの ち、消防職団員合同で実際の火災を想定した模擬火災訓練を行い無 事に終了しました。

皆さんは、消防職団員が敬礼したり行進するのに基準があるって 知っていましたか。これは「消防訓練礼式の基準」というのですが、 消防職団員が厳正な規律を身につけ、部隊行動を確実軽快にし、 儀正しく一致団結することを目的としています。

私たちは、このような基準のもと訓練を重ねることで、災害が発 生した際に迅速かつ的確に行動できるように日々精進しておりま すので、今後とも消防行政にご理解とご協力をお願いいたします。



救急出場状況 6件 (6人) 急 病 3件 (2人)交通事故 般負傷 3件 (3人) 6月計 12件 (11人) 計 72件 (68人))内は搬送人員 (

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 **256-2119**

特徴を理解しておきましょう。 け高 合は平成25年で78%となっていま に、まずはドライバーが高齢者 ず、車の発見が遅れる事がある。 速度を判断しにくくなり、 になる。 自分の思ったように行動しがち と、周囲の状況を気にせずに、 歩行中死者に占める高齢者の割 「相手が止まってくれる」など 視力・聴力の衰えから、 高齢者との事故を防ぐため 近のエンジン音が聞き取れ 者は 思うように は また 車 動 ましょう。 達に自動車が来ている時は絶対に 飛び出しに十分警戒して走行しま 交差点付近では子どもや自転車の て気づいた」は運転者失格です。 になりがちです。「ぶつかって初め 暑さによる疲労から注意力が散漫 が増します。また、ドライバー の機会が増え、事故に遭う危険性 道路を横断しないよう注意を促し しょう。保護者の皆様は、子ども 子ども達は夏休みです。 夏休みを迎える子ども達は外出

> 村民の願いです ゼロ 続けよう交通事故死 🕕 の日 平成19年2月21日から 平成26年7月20日現在

は

DR

上川管内交通事故発生状況 (平成26年7月8日現在)

体力・運動能力の衰えから

発生数			前年対比
人身事故		196件	-64件
死	者	6人	+4人
傷	者	243人	-69人

しょう! 守って交通事故防止に努め 全確認・体調管理、 ・シートベルト全席着用・ があります。 誰もが当事者になる危険 スピードダウ ルール を安 ン性

もしれない」「車を確認していない しれない」「赤信号でも横断するか す。「急に道路を横断してくるかも んの配慮や思いやりが不可欠で かもしれない」といった、「かも 齢者を見かけたドライバーの皆さ れない運転」を心がけましょう。 高齢者を事故から守るには、

なる。 ルを無視した行動を取りがちに て機敏な動きが取れなくなる。 歩行速度が遅くなり、 交通ルールに弱くなり、 車に対 ルー